

第197回国会 日本維新の会提出議員立法一覧（64法案）

※平成30年11月15日提出

	法案名 (簡略名)	概要
1	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案 (公文書管理法改正案)	① 公文書等の管理において、ペーパーレスを原則とし、改ざん等を防止するためブロックチェーン技術の活用を図る。 ② 行政文書ファイル等の保存期間及び廃棄の概念を廃止する。→国立公文書館等又は行政機関において永久保存。 ③ 国会議員等からの個別的・具体的要求についての文書の作成を義務付ける。 ④ 行政文書等の管理を一元的に行うための仕組み及び体制の検討を行う。
2	柔道整復師法の一部を改正する法律案 (柔道整復師によるレントゲン撮影に関する法律案)	柔道整復師が、脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合において、その患部に、一定の条件の下に、撮影のためのエックス線の照射をすることを業として行うことができるようにする。
3	政治資金規正法の一部を改正する法律案 (政治資金使途制限法案)	政治資金を個人的支出に使用することを禁止し、これに該当するかを調査する第三者機関を設置する。
4	租税特別措置法の一部を改正する法律案 (寄付金控除等を通じた国会議員等の利益享受禁止法案)	政治家からの政治団体等への寄付につき、税制上の利益を享受できないようにする。
5	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (文通費使途公開・日割支給法案)	国会議員の文書通信交通滞在費の使途を議長に報告し、議長は報告により使途を公開する。
6	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (議員歳費・手当の返納を可能とする法案)	国会議員が自主的に歳費や期末手当を国庫に返納することを可能にする。
7	国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案 (国家公務員総人件費2割削減法案)	人員削減（出先機関等）と給与削減（人事院勧告方式の見直し等）により、国家公務員の総人件費を2割削減する。
8	教育無償化等制度改革の推進に関する法律案 (教育無償化法案)	義務教育のほか、幼児教育、高校・大学等の教育についても無償化する。
9	国会法の一部を改正する法律案 (国会での自由討議復活法案)	各議院は、国政に関し議員に自由討議の機会を与えるため、少なくとも3週間に1回その会議を開くことを要することとする。ただし、議院運営委員会の決定があった場合は、この限りでないこととする。
10	政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案 (商工中金・政投銀完全民営化推進法案)	① 株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法は、この法律の公布の日から1年経過後の最初の4月1日に、廃止すること。 ② 政府は、その保有する両株式会社の株式について、市場の動向を踏まえつつ、両法律廃止から3年以内を目途として、その全部を処分するものとする。 ※ 危機対応業務については、その実施を担う金融機関の確保等について、政府に法制上・財政上の措置等を義務付け
11	独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案 (UR完全民営化推進法案)	URの完全民営化について、基本理念及び手順を法律に明記し、法制上の措置その他の必要な措置を講ずることを政府に対し義務付ける。
12	農地法の一部を改正する法律案 (株式会社等の農地所有解禁法案)	株式会社等の農地所有の支障となる規制を全て撤廃し、全ての法人に農地の所有を解禁する。
13	労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案 (解雇ルール明確化法案)	労働契約の終了に関するルールの明確化を図るとともに、金銭解決制度の導入をはじめとする労働契約の終了に関する紛争解決制度の活用等について必要な施策を講ずる。
14	地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案 (介護規制の地方分権化法案)	高齢者・障害者（障害児を含む。）が利用する介護サービス等に係る施設及び事業（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。 ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ② 施設及び事業に係る介護保険・障害者支援給付・児童福祉法上の給付の適用対象としての基準
15	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案 (「身を切る改革」による復興財源捻出法案)	大規模災害からの復興のための国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合には、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費等の削減、国家公務員の人件費の削減等によるものとし、安易に復興増税によらないものとする旨を法律に明記する。

	法案名 (簡略名)	概要
16	地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 (保育所設置基準の分権化法案)	1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主任の配置を定める。 ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準 2 児童福祉法の一部を改正する法律案 都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポーター）の制度を設ける。
17	児童福祉法の一部を改正する法律案 (保育士資格の多様化を図る法案)	1 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案 保育サービスに係る施設及び事業（保育所、幼保連携型認定こども園等）に関する次に掲げる基準については、国の基準を「参酌して」、地方公共団体の基準を条例で定めることとする。この参酌基準において、保育所における主任保育士・教室主任の配置を定める。 ① 施設及び事業の設備及び運営に関する基準 ② 子ども・子育て支援法上の給付の適用対象としての基準 2 児童福祉法の一部を改正する法律案 都道府県が、保育に関する所定の研修修了者を登録する登録保育従事者（保育サポーター）の制度を設ける。
18	国家公務員法の一部を改正する法律案 (国家公務員法改正案)	① 現行法にある年功序列人事を排除する趣旨の規定において、その趣旨をより明確化する。 ② 人事評価において相対評価を徹底することを法律上明記する。 ③ 管理職職員の独立行政法人（行政執行法人を除く）、特殊法人等への再就職については、一定の要件の下、再就職そのものを禁止する（再就職等監視委員会の個別承認により解除可能）。
19	地方自治法の一部を改正する法律案 (幹部地方公務員政治任用法案)	① 地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準する当該地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることができるものとする。 ② ①の議会の同意を得て選任された地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等については、副知事及び副市町村長と同様に、任期を4年とし（任期中の解職も可能）、兼職等を禁止するものとする。
20	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案 (歳入庁設置による業務効率化等推進法案)	① 内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、政府は、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。 ② 歳入庁は、平成31年度中に置かれるものとする。 ③ 内国税の賦課及び徴収、労働保険料の徴収、年金保険料等の徴収等に関する業務については、歳入庁において一元的に行うものとする。
21	道州制への移行のための改革基本法案 (道州制導入等の統治機構抜本改革法案)	「我が国のかたち」（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統治の構造）を新たなものに転換することが喫緊の課題となっている。 →「道州制への移行のための改革」（地方自治の仕組みを道州と市町村との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革）を総合的に推進する必要がある。
22	消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案 (消費税増税凍結法案)	① 政府は、消費税の税率の10%への引上げの期日を「別に法律で定める日」とするために必要な法制上の措置を講ずるものとする。 ② 消費税の税率の引上げに当たっては、歳出の削減を図るために必要な措置を講ずること。 ③ ①の「別に法律で定める日」については、経済状況、歳出の削減の成果等を総合的に勘案して検討するものとし、その結果に基づいて定められるものとする。 ④ 政府は、消費税の軽減税率制度を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。
23	医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案 (医療・介護・保育における法人制度改革法案)	I 国は、次の施策その他の医療、介護及び保育に係る事業を営む、又は営もうとする法人について社会経済情勢の変化に対応した適切な経営形態を選択することができるようにするための施策を講ずるものとする。 1 医療、介護及び保育に係る事業を営む法人に係る次の事項に関する施策 ① 持分あり社団医療法人の株式会社化 ② 持分なし医療法人・社会福祉法人の分社化 ③ 持分なし医療法人・社会福祉法人の解散の円滑化 2 医療、介護及び保育に係る事業への株式会社への参入を阻害する障壁の除去に関する施策（法律上の直接の障壁については、医療法等の一部を改正する法律案により措置） II 国は、医療、介護及び保育に係る事業を営む法人に係る財政援助の制度、税制等の見直しその他の同種の医療、介護及び保育に係る事業を営む法人間における経営条件の公平性を確保するための施策を講ずるものとする。
24	医療法等の一部を改正する法律案 (医療・介護における株式会社の参入に係る障壁除去法案)	会社等による病院・診療所・助産所・介護老人保健施設の開設及び養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置に関する法律上の障壁規定を削除する。（医療法・老人福祉法・介護保険法の改正）

	法案名 (簡略名)	概要
25	世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案（公的年金の積立方式移行法案）	<p>1 公的年金制度の改革の基本理念</p> <p>① 被保険者が平均寿命に達した時点において、その負担と受益がおおむね均衡する仕組み</p> <p>② 保険料等の負担に関する各世代の理解・国民の就労形態の多様化等への適応が必要 → 一元的で、かつ、簡素で透明性の高い仕組み</p> <p>2 公的年金制度の改革の基本方針</p> <p>⑥ 賦課方式から積立方式への移行 → 2年以内を目途に措置</p> <p>① 被保険者が支払った保険料及びその運用収入をその者に係る公的年金給付を行うための積立金とする。</p> <p>② 世代別年金被保険者集団（一定の期間ごとにその期間内に出生した者で構成される公的年金制度の被保険者の集団）ごとに、支払われる保険料及びその運用収入の総額と公的年金給付の総額とを均衡させる。</p> <p>③ 全ての国民が加入する単一の制度</p> <p>④ 保険料は、被保険者の所得を基礎とする額に、就労形態等を問わず、世代別年金被保険者集団ごとに一律に定められる保険料率を乗じて得た額とする。</p> <p>⑤ 保険料は、事業主に負担させない（旧制度の事業主負担分を費金引上げ）。</p> <p>⑥ 積立金の運用は、安全で、かつ、物価の変動に対応できる複数の方法の中から被保険者が選択した方法により行う。</p> <p>⑦ 低所得者については、給付付き税額控除の導入までの間に限り、保険料の減免の措置等を講ずる。</p>
26	災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案（災害復旧復興地方主導法案）	<p>被災地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対して復旧復興に必要な措置の実施を要請することができることとし、当該国の行政機関の長又は都道府県知事は、下記の事項を、遅滞なく、当該被災地方公共団体の長に通知しなければならないこととする。</p> <p>① 当該要請に基づき復旧復興に関し必要な措置を実施するときは、その旨</p> <p>② 当該要請に係る措置を実施しないときは、その旨及びその理由</p>
27	地方教育行政改革の推進に関する法律案（地方教育行政改革推進法案）	<p>次の項目について、検討・必要な法整備等を政府に義務付ける（3年の集中改革期間を設定）。</p> <p>(1) 教育行政における国・地方の役割分担</p> <p>(2) 教育委員会・指導主事の要否、校長の職務権限の強化等につき、地方公共団体の選択に委ねる制度</p>
28	国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案（安全保障上重要な土地取引の規制法案）	<p>その取引等が国家安全保障上支障となるおそれがある重要な土地について、その取引等に対し必要最小限の規制を行うことにより、我が国の平和・安全を確保することとする。</p>
29	森林法の一部を改正する法律案（水源の保全等に係る森林の土地取引の規制法案）	<p>1 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする場合には、当事者は、当該所有権の移転に係る契約を締結する日の農林水産省令で定める日数前までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。</p> <p>※ 所有権の取得を目的とする権利を行使しようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の所有権の変動があった場合には、当事者は、農林水産省令で定める日までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。</p> <p>3 1又は2に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処すること。</p>
30	領域等の警備に関する法律案（国境警備法案）	<p>警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするため必要な事項について定めることにより、領域等における公共の秩序を維持し、国民の安全を確保することとする。</p>
31	原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案（原発再稼働責任法案②）	<p>1 原子力発電所の所在する地域ごとに設置されている地域原子力防災協議会は、原子力災害に関する地域防災計画（避難計画を含む、以下「地域防災計画」という。）の作成支援という重要な役割を担っているが、その組織については、防災基本計画に記載があるのみであり、法律上の位置付けが不明確である。</p> <p>2 地域防災計画の作成については、原子力災害の特殊性も踏まえ、原子力の専門家である原子力規制委員会の関与が必要である。</p>
32	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（産業廃棄物処理施設の設置許可に対する近隣都道府県知事の関与法案）	<p>産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として政令で定める場合に該当すると認められるときにおいて、設置の許可をしようとする場合は、あらかじめ、当該他の都道府県の知事に協議しなければならないこと。</p>
33	地方自治法の一部を改正する法律案（政務活動費使途公開法案）	<p>① 議長は、条例で定めるところにより、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>② 政務活動費を交付することとする場合には、政務活動費に係る支出の適正を確保するため、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書に関し、学識経験を有する者等が協議を行うための場が設けられるものとする。</p>
34	労働基準法の一部を改正する法律案（管理職・秘書の深夜労働禁止法案）	<p>監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者について、深夜の割増賃金の規定（※）を適用しないこととする。</p> <p>※労働者に深夜労働（原則として午後10時から午前5時まで）をさせた場合には、使用者は2割5分以上の割増賃金を支払わなければならないとする規定</p>
35	公職選挙法の一部を改正する法律案（選挙に関する人気投票公表解禁法案）	<p>人気投票の経過・結果の公表を解禁するものとする。</p>

	法案名 (簡略名)	概要
36	公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案 (選挙運動用ポスターデジタル化法案)	1 政府は、選挙運動の効率化等を図るため、情報通信技術を利用することにより、選挙運動用ポスターの記載情報が公衆の見やすい場所に設置される通信端末機器の映像面等に表示されるようにすることをもって、ポスター掲示場等における選挙運動用ポスターの掲示に代えることとするかどうかの判断に資するよう、このために講ぜられるべき技術上及び制度上の措置について、この法律の施行後1年以内に、費用に対する効果の程度の観点を踏まえつつ検討を加え、その結果を公表しなければならないものとする。 2 1の検討の結果が公表された場合において、必要があると認められるときは、所要の法制上の措置その他の措置が講ぜられるものとする。
37	労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案 (労働基準監督等の業務民間委託・職員配置適正化法案)	①地方労働基準部局の業務のうち公権力の行使に当たるもの以外のものを原則として民間事業者に委託して実施するため、必要な措置を講ずる。 ②地方労働基準部局の職員を労働基準監督行政に重点配置するとともに、労働基準監督官が臨検・強制捜査等の業務に専ら従事するよう、職員の適正配置について必要な措置を講ずる。
38	個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案 (個人情報保護法改正案)	地方公共団体は、地方公共団体等が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要な措置を講ずるため条例を定めるに当たっては、個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として定めるものとする。
39	公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案 (高等学校、大学等における期日前投票促進法案)	政府は、公職の選挙に関し、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようになるための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
40	財政法の一部を改正する法律案 (文教・科学振興費の財源のための国債発行を可能にする法案)	文教・科学振興費の財源については、特別の法律によることなく、国会の議決を経た金額の範囲内で、国債を発行することができるようにする。
41	健康保険法の一部を改正する法律案 (健康保険の診療報酬決定方式改善法案)	厚生労働大臣は、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとする。
42	高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (後期高齢者医療制度の診療報酬決定方式改善法案)	厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、①医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、②定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとする。
43	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案 (民泊に関する規制改革法案)	国家戦略特別区域法における「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の要件のうち、「一定期間以上」を削除する。
44	保育士給与の官民格差の是正に関する法律案 (保育士給与官民格差是正法案)	1 保育所の保育士の給与の水準の把握 ① 公立保育所の設置者は、公立保育所の保育士の給与の水準に関し必要な事項を厚生労働大臣に報告するとともに、公表するものとする。 ② 国は、民間保育所の保育士の給与の水準を把握するための措置を講ずるものとする。 2 民間保育所の保育士の給与の水準の引上げ等 ① 国は、民間保育所の保育士の給与水準の引上げを図るため、子ども・子育て支援法上の施設給付費の算定に係る基準の見直しその他の措置を講ずるものとする。 ② 公立保育所の設置者は、その設置する公立保育所の保育士の給与が真にその職務と責任に応じたものとなるように必要な措置を講ずるものとする。
45	特定土砂等の管理に関する法律案 (特定土砂等管理【トレーサビリティ】法案)	建設残土の不適切な管理による災害の防止・生活環境の保全に資するため、大規模工事から発生した土砂等の管理に関する制度(管理票の交付・送付及び最終管理票の送付による当該土砂等の行方を追跡・把握することを可能にする制度)を創設し、当該土砂等が最終的に処分されるまでの間、大規模工事の発注者が当該土砂等の状況を把握することができるようにする。
46	土地の掘削等の規制に関する法律案 (土地の掘削等・土砂等の堆積規制法案)	1 土地の掘削等を行う者は、政令で定める技術的基準に従い、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を発生原因として生ずる被害を防止するために必要な措置を講じなければならない。 2 都道府県知事は、1の規定に違反して土地の掘削等が行われた場合において、急傾斜地の崩壊等又は堆積された土砂等の崩壊を防止するために必要があると認めるときは、当該土地の掘削等を行った者に対し、当該土地の掘削等の中止その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 3 2の命令の違反に対し罰則を科する。
47	土砂等の置場の確保に関する法律案 (土砂等置場確保法案)	1 都道府県は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、単独で又は共同して、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等(土、砂利、碎石等)の置場を確保するよう努めなければならない。 2 国は、1の施策を実施する都道府県に対し、財政上の援助をするよう努めなければならない。

	法案名 (簡略名)	概要
48	生活保護法の一部を改正する法律案 (生活保護法の改正案)	1 被保護者は、ばちんこ屋その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業(金銭給付に係る金銭を用いてその客となることが著しく不適切ではないものとして厚生労働省令で定める営業を除く。)の客となってはならないこととする。 2 被保護者は、勝馬投票券購入禁止規定等(※)を遵守することを規定する。 ※「勝馬投票券購入禁止規定等」: ① 競馬法上の勝馬投票券・自転車競技法上の車券・小型自動車競走法上の勝馬投票券・モーターボート競走法上の舟券の購入禁止に関する規定 ② 当せん金付証券法上の当せん金付証券・スポーツ振興投票の実施等に関する法律上のスポーツ振興投票券の購入禁止に関する規定
49	当せん金付証券法の一部を改正する法律案 (当せん金付証券法の改正案)	生活保護法上の被保護者は、当せん金付証券を購入してはならないこととする。
50	競馬法の一部を改正する法律案 (競馬法の改正案)	生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととする。
51	自転車競技法の一部を改正する法律案 (自転車競技法の改正案)	生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととする。
52	小型自動車競走法の一部を改正する法律案 (小型自動車競走法の改正案)	生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととする。
53	モーターボート競走法の一部を改正する法律案 (モーターボート競走法の改正案)	生活保護法上の被保護者は、舟券を購入してはならないこととする。
54	スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案 (スポーツ振興投票実施法の改正案)	生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととする。
55	マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案 (危険有害マンションの建替え促進法案)	政府は、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各過半数に緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
56	母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案 (離婚後の養育費支払確保法案)	① 国及び地方公共団体は、児童を監護しない親の扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとする。 ② 政府は、親の離婚後における児童が心身ともに健やかに育成されるよう、この法律の施行後1年以内に、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき当該児童の養育に必要な費用を支払わない場合にこれを徴収する制度その他の親の離婚後における児童についての扶養義務の履行の確保のための制度の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
57	違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案 (国民監査請求・国民訴訟法案)	地方公共団体については、その財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的として住民監査請求・住民訴訟制度が設けられているのに対し、国については設けられていない。 → 国についても住民監査請求・住民訴訟制度類似の制度を設ける必要がある。
58	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (防衛省職員給与法改正案【防衛出動基本手当の支給に係る考慮事項の追加】)	防衛出動に係る事態の特性を考慮して防衛出動基本手当を支給するものとする。
59	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (防衛省職員給与法改正案【自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討】)	政府は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
60	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案 (海外通信・放送・郵便事業支援機構法改正案)	1 機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成32年3月31日までとする。 2 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限を、平成32年3月31日まででなければならないこととする。
61	まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案 (まち・ひと・しごと創生法廃止法案)	まち・ひと・しごと創生法を廃止する。
62	社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案 (徹底的な規制改革の推進に関する法律案)	政府は、我が国経済の成長の促進に資するため、施行後3年以内に、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。この場合において、規制は原則として撤廃するものとし、撤廃しないこととする規制については、その理由を国会に報告するものとする。
63	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (PFI法改正案)	機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を、平成32年3月31日までとする。

	法案名 (簡略名)	概要
64	都市計画法の一部を改正する法律案 (都市計画法改正案)	都市計画事業が長期間施行されことなく経過しているケースがあることから、都市計画等の定期的見直し、不服申し立て、経済上の不利益に対応するための措置等を講ずる。